

## 第 47 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

### 1 開催日時及び場所

日時： 令和 7 年 7 月 25 日（金） 13:30 ～ 14:45

場所： 農林水産省消費・安全局第 1 会議室（対面・WEB 会議形式による併催）

### 2 出席委員（敬称略）

有江力、岩田浩幸、久城真代、郷野智砂子、五箇公一、櫻井裕之、夏目雅裕、平沢裕子、水口智江可、美谷島克宏、山本幸洋、秋森吉樹、天野昭子、井岡智子、大井田寛、木幡光範、中村純、増村健一、三浦秀樹

### 3 会議の概要

#### （1）農薬取締法第 8 条第 1 項 の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたチフルザミドを有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の再評価に係る意見の聴取に関する資料」（資料 3）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

（意見） ミツバチの成虫単回接触毒性の LD50 は 11  $\mu\text{g}/\text{bee}$  以上であったため、注意事項は要しない、とされているが、11  $\mu\text{g}/\text{bee}$  の根拠は何か。

（回答） 蜂群に影響しないと一般的に考えられている値であり、米国でも同様の基準として用いられている。

#### （2）農薬取締法第 39 条第 1 項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、イプトリアゾピリド及びジャパミリルアを有効成分として含む農薬の新規登録、ブロマシルを有効成分として含む農薬の変更の登録並びにインダノファン、クロルピクリン、テトラコナゾール及びピロキロンを有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取について」（資料 4-1）、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取について」（資料 4-2）、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」（資料 4-3）及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」（資料 4-4）に基づき説明し、了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(意見) イプトリアゾピリドの作用機作の記述について、具体的な作用機作を示す情報が見当たらない。

(回答) 申請資料を確認したところ、4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ (4-HPPD) 阻害によるものとされていた。

### (3) 農薬の優先審査について

「農薬の優先審査について」(資料5)に基づき、優先審査の対象となる農薬が満たすべき条件として当分科会で決定している「優先審査基準」(平成30年10月5日農業資材審議会農薬分科会決定)を改正し、環境負荷低減に貢献する技術に関連する農薬も対象とする案について説明し、改正案が了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(意見) 優先審査の対象に追加する農薬には、生物農薬や毒性の低い天然由来物質だけでなく、一般的な化学合成農薬も含まれるのか。

(回答) そのとおり。

(意見) 都道府県からの要望が要件とされていることから、国が把握した都道府県からのニーズについて、農薬製造者に情報共有してほしい。

(回答) 要望として承った。

(意見) 都道府県が作成する要望書には、環境負荷低減に貢献する根拠となる定量的なデータが必要となるか。

(回答) 定量的なデータを求めることは考えていない。他方、スポット的ではなく広く使われる技術を念頭に置いており、都道府県の計画や指針等に当該技術が掲載されていることも一案と考えている。

(意見) 要望書に記載すべき内容について都道府県に示してほしい。

(回答) 承知した。

### (4) 農薬使用者安全評価の暴露評価に係る補足事項について (報告)

農薬使用者安全評価部会の委員より、「無人航空機を用いた農薬散布の暴露評価の精緻化について(報告)」(資料6)に基づき、農林水産省の調査事業で蓄積したデータを踏まえ、無人航空機を用いた農薬散布における暴露量推計に用いる単位暴露量を設定したことについて、報告された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(意見) ドローンを活用した農薬散布は農業者の負担を軽減する有効な手段であるが、ドリフトを心配する人もいるものと思料。関係省庁が連携して審査し、安全性を確保していることは承知しているが、消費者の方々にも安心してもらえるようにわかりやすい説明をお願いしたい。

(回答) 農薬について正しく理解していただくことが重要であり、あらゆる機会を通じて丁寧に説明していきたい。

#### (5) 農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項について (報告)

農薬蜜蜂影響評価部会の委員より、「農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項について (報告)」(資料7)に基づき、主産都道府県からの生産実態等の知見を踏まえ、「ミツバチが暴露しないと想定される作物」に新たな作物を追加したこと等について、報告された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(意見) 今回追加するはぼたんについて、資料7の本文では開花させない作物とされている。別添1では記載が異なるが同じ内容を示すのか。

(回答) 同じ内容を示しており、記載を統一する。

(以上)